

保険料（税）水準の統一について 令和7年度の取組状況

本県では、保険料（税）水準の統一について、令和6年度に県と市町村で協議した結果、「令和12年度からの完全統一を目指としつつ、遅くとも令和15年度までの実現を目指す」ことで合意し、本協議会での議決を経て、第3期宮城県国民健康保険運営方針にその旨を明記したところである。

今回、令和7年度の保険料（税）水準の統一に係る県内の取組状況を報告するもの。

1. 統一に向けた基本的な考え方（第1回資料の再掲）

- 本県での保険料（税）水準の統一は、令和4年度に市町村と県で協議を行い、第1段階として、令和8年度から、医療費水準を納付金に反映させない「納付金ベースの統一」を目指すこととし、第2段階として、令和12年度から、協議の結果統一可能な項目のみを統一する「宮城県版の統一」を目指すこととした。
また、統一に向けた取組内容や取組時期を記載した、「ロードマップ」も策定した。
- 令和6年度に、国が都道府県単位で保険料（税）率を統一する「完全統一」を強力に推進し、目標年限を提示したことを受け、県では、全市町村を訪問して意向を確認し、協議を行った結果、本県で、「完全統一」を目指すこととした。

【参考】これまでの経緯

～平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ・県内市町村が保険者として、国保制度を運営 ・被保険者に対し保険給付を行い、国保運営に必要な財源として保険料（税）を徴収
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>国保改革</u>が行われ、市町村国保の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等を目的に、<u>「都道府県単位化」</u>に移行。 ・県が財政運営の責任主体として、国保特会を設け運営管理を担当 ・<u>一方、保険料（税）率は、単位化前と同様に各市町村が設定</u>
～令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・国が、都道府県単位化をさらに深化させるため、都道府県内での保険料（税）水準の統一を推進 ・県では、市町村と、将来の統一について検討を重ね、令和4年度に統一に向けた工程表として「ロードマップ」を策定 <ul style="list-style-type: none"> ◇目標 第1段階 <u>納付金ベースの統一</u>（令和8年度～） 第2段階 <u>宮城県版の統一</u>（令和12年度～）

令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・国が、都道府県内での保険料（税）水準の統一を強力に推進 ・県では、全市町村を訪問し意向確認を実施。各種会議の場で検討 → <u>「令和12年度からの完全統一を目指としつつ、遅くとも令和15年度までの実現を目指す」ことで全市町村と合意。</u> ・<u>運営協議会（第2回）において、「第3期宮城県国保運営方針」の「第4章 将来的な保険料（税）水準の統一に関する事項」の改定案を審議、可決</u> ・<u>宮城県議会常任委員会に「運営方針」の一部改定を報告</u>
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

◇ 「納付金ベースの統一」

- ・各市町村の納付金に各市町村の医療費水準を反映させないこと
 - ・県が市町村から徴収する事業費納付金の算定では、各市町村の納付金額に、医療費指数（医療費の水準を、全国平均を1として指数化したもの）を乗じている。
→ 医療費指数が高い市町村は納付金負担が高く、低い市町村は納付金負担が低い。
 - ・この算定方法では、特に小規模な自治体で、高額な医療費の発生等による年度間の保険料の変動が大きいことから、納付金算定で、医療費指数の反映をやめ、年度間の医療費による保険料の変動を、県全体で平準化しようとするもの。
 - ・国は、令和12年度を目標年度としているが、本県では、令和8年度から実施することとし、令和4年度から段階的に、医療費指数の反映を縮減している。
- ※ 医療費指数に「医療費指数反映係数 α 」を乗じて調整。

平成30年度の単位化の際に α を0.5に設定。令和4年度から0.1ずつ縮減し、令和7年度は0.1、令和8年度はゼロとなる。

◇ 「完全統一」

- ・同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とすること
- ・現在、各市町村がそれぞれ設定している保険料（税）率を、県内で統一するもの

2. 令和7年度の取組状況

(1) ロードマップの改訂

令和4年度に策定した、統一に向けた工程表である「国民健康保険料（税）水準の統一に向けたロードマップ」について市町村と協議を行い、令和12年度の完全統一を新たな目標として改訂した。（資料2－2参照）

◆統一の目標年度

第1段階 納付金ベースの統一（令和8年度）

第2段階 完全統一（令和12年度）

(2) 令和8年度の事業費納付金算定への反映

①納付金ベースの統一

令和8年度から「納付金ベースの統一」を実施することとし、納付金算定において、納付金への医療費指数の反映を調整する医療費指数反映係数 $\alpha = 0$ として医療費水準を各市町村の納付金に反映しない取扱いとした。

②出産育児一時金及び葬祭費の保険給付費等交付金対象化

令和8年度から、出産育児一時金と葬祭費を保険給付費等交付金の対象とすることとし、令和8年度納付金算定において、所要額を納付金の算定対象に含めた。

あわせて、運営方針を改定する。（議題3）

(3) 運営連携会議各部会での協議

今年度下半期から、運営連携会議及び各部会（財政部会・事務処理標準化部会・収納対策部会）において、ロードマップに基づいた各項目の検討を行い、完全統一に向けた市町村との協議を本格化している。

◆部会での協議実績

部会名	協議事項
財政部会	審査支払手数料、地方単独事業の減額調整分 等
事務処理標準化部会	特定健康診査等に要する費用、保健事業
収納対策部会	条例減免に要する費用

3 令和8年度の取組予定

ロードマップを基に、各部会での協議を継続する。

◆部会での協議事項（想定）

部会名	協議事項
財政部会	市町村の個別歳入、保険料算定方式 等
事務処理標準化部会	特定健康診査等に要する費用、保健事業
収納対策部会	条例減免に要する費用